

博士論文審査要旨

豊田祐基子氏論文題目

『日米安保体制と事前協議制度—同盟における「対等性」の維持装置として』

早稲田大学大学院
公共経営研究科

審査要旨

豊田祐基子氏による博士学位申請論文『日米安保体制と事前協議制度一同盟における「対等性」の維持装置として』は、A4 版本文 238 頁、年表 7 頁、主要参考文献 8 頁、合計 253 頁から成る論文である。

1. 論文の構成

本論文の目次構成は、以下のとおりである。

序論・事前協議制度とは何か—適用除外事項とその意味

第1章 事前協議制度の背景

　第1節 安保条約の成立

　第2節 事前協議の争点化

　第3節 米国と事前協議

第2章 安保改定と事前協議制度

　第1節 日米対等を目指して

　第2節 事前協議制度のジレンマ

　第3節 条約区域をめぐって

　第4節 事前協議制度の成立

　第5節 安保改定の帰結

第3章 「あいまい合意」の形成—核搭載艦船の寄港をめぐって

　第1節 日米パートナーシップの深層で

　第2節 「討論記録」の解釈をめぐって

　第3節 「非核」の選択

　第4節 「あいまい合意」の定着

第4章 沖縄返還と事前協議—制度「有効化」をめぐる交渉

　第1節 施政権返還の背景

　第2節 返還条件の模索

　第3節 日米の交渉戦略と基地態様

　第4節 自由使用と日米共同声明

　第5節 核と沖縄

　第6節 沖縄返還のバランスシート

第5章 事前協議回避の「制度化」

　第1節 危機下の日米安保

第2節 事前協議「公式化」をめぐって

第3節 空母母港化と事前協議

第4節 暴露騒動をめぐって

最終章 事前協議制度の役割

年表

参考文献

2. 論文の概要

【論文の目的と問題の所在】

序章で本論文の目的とするところと問題の所在が明示される。そもそも1951年に締結された「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（以下、日米安保条約と略記）は占領国アメリカの日本における基地の自由使用を半ば認めた条約という性格を有していたため、朝鮮戦争終結後、国内の不満が高まっていく。その結果、同条約の改定を前にした日本政府は同条約の不平等性を何らかの形で修正し、「対等性」を担保する仕組みの構築に迫られることとなる。一方、アメリカにとって親米政権の日本における確立と極東戦略にとって要となる在日米軍基地の継続的確保が必須の条件となっていく。

このような日米両国政府の思惑を満たす形で1960年1月に調印された新日米安保条約は、とくに第5条と第6条は対の関係を成すかのように、アメリカが日本の防衛義務を負い、他方で日本は「極東の平和と安全の維持」のために米軍に基地を提供する義務を負うこととなる。しかし、その義務は対称的なものではなく、日本に米国防衛への関与が記されていない点で日米間には非対称な契約関係がビルト・インされるという構造が確立されたのである。それは「物=基地」と「人=軍」との交換関係に基づく非対称な協力関係、と言い換えてよい。

そこで安保条約改定時に合意された事前協議制度は、特定の条件の下でアメリカ側が日本政府に事前に協議するというものであり、こうした非対称な関係において「対等性」を担保するために導入された制度であった。この制度は「条約第6条の実施に関する交換公文」として日米間で交わされた合意に基づいており、（1）日本への米軍の配置における重要な変更、（2）米軍装備の重要な変更、（3）日本から行われる戦闘作戦行動のための基地使用、の3点が事前協議の対象として盛り込まれた。こうした内容の詳細について暫くの間、国民に知らされることはなかったが、1968年に「藤山・マッカーサー口頭了解」が国会に提出されて以降、国会で制度の運用実態についてしばしば野党が政府を追及することとなる。しかし、事前協議制度が一度も発動されなかつたことについて、政府は一貫して「アメリカが日本の意思に反して行動することはない」という理由で、この制度にまつわる「密約」の存在を否定し続ける。

本論文は、以上のように米軍基地使用をめぐる事前協議制度を日米間同盟における「対等性」の担保と位置づけ、この制度の成立過程と制度化後の運用の実態を日米交渉の展開を追いながら分析し、日米同盟の基本構造を明らかにすることを目的としている。

この目的を達成するために、筆者は分析手段として2つの仮説を設定する。すなわち
<仮説1>：事前協議制度とは、実際に発動されない（協議が行われない）ことを前提とした政治的な取り決めである。

<仮説2>：事前協議制度とは、日本の基地貸与と引き換えに、米軍が日本を含む極東防衛に関与するという相互協力関係を維持・強化する機能をもつ。

これら2つの仮説を検証するために、日米両国の公文書や政府関係者へのインタビューを基に60年代以降の事前協議制度の運用の実態や、沖縄返還交渉時のこの制度の運用をめぐる日米間の密約や、デタントと新冷戦の時代における事前協議制度の運用や、80年代以降から冷戦崩壊後の現代にいたるまでの各段階における位相の変化をトレースする。

[各章の概要]

<第1章 事前協議制度の背景>

この章では、まず旧日米安保条約の締結と不可分の関係にあった対日講和をめぐるトルーマン政権内の意見対立の相貌が明らかにされる。結局、マッカーサーが仲介役となる形で国務省と国防省の意見対立が解消され、日本の本土を含む米軍駐留を前提として対日交渉を開始することが決定された。一方、日本側は米軍駐留を条件に多数講和を受け容れるという意思表明を行い、米政府内の妥協の成立と相まって交渉開始への道が切り開かれることとなる。

筆者は交渉に当たって日本政府が求めた日本の安全保障の道は、「軍備なき安全保障」を米軍駐留に依存する法的根拠を国際連合憲章第51条に求めるというものであった、とする。外務省の理屈は、日本とアメリカの安全の不可分性に相互防衛の根拠を求め、「基地を貸して守ってもらう関係」を、対等な主権国家同士の関係として正当化しようとするところにある。しかし、米軍駐留を国連憲章に結び付けようとした日本側の意図は、アメリカ側の冷淡な姿勢にあって潰えてしまう。すなわち、アメリカ側は米軍駐留の権利を日本側の要請に応えての「援助」の提供という形で日本側の譲歩を引き出したのである。

その後の日米交渉でアメリカ側は条約修正案を提起し、いわゆる「極東条項」を挿入することを求めた。この提起は朝鮮戦争の展開と結びつけられ、在日米軍基地の自由使用を前提とする極東地域の安全にアメリカが関与することを求める軍部の強い意向が反映されていたのである。米軍部は中国本土やソ連までも「極東」とみなしたうえで、当該地域に関わる事案であれば国連決議に依拠しない「一方的行動」も可能にする根拠を条約に記載するよう求めた、と筆者は指摘する。そして極東条項がもたらしたより深刻な欠陥は、米軍駐留の法的根拠が一層あいまいさを増したことにある、と筆者はみる。こうして「適用

地域（日本）とは別に地域外における軍隊の使用を規定する方式」をとる特異な条約が生まれた、と指摘する。この問題は新安保条約の「極東条項」に引き継がれていく。

こうした問題を引きずりながら対日講和条約の調印後に日米安保条約は締結される。しかし、国民世論はこの条約の不平等性に不満を高め、さらに1954年に起こった第五福竜丸事件で被爆国日本の国民世論が反米主義的傾向を帯びるにつれ日米両国政府は安保条約の改定に関する当初の姿勢を変えていくこととなる。

1953年に発足したアイゼンハワー政権は NSC162/2 「基本的な国家安全保障政策」を策定し、ニュールック戦略を採用して同盟国への「核の傘」の提供を柱とする拡大抑止戦略を前面に押し出していく。核保有国となった英國やその他の NATO 諸国との交渉の経験から海外の米軍基地に配備する軍装備の変更、とくに核兵器の配備に関して対ソ抑止力の維持と信頼性の確保という観点から、その存在について「肯定も否定もしない(neither confirm nor deny: NCND)」政策を公式に採用することとなる。この政策が、後に日米間の事前協議制度にまつわるアメリカ側の公式政策として制度の実効性に影を投げかけることになる。

<第2章：安保改定と事前協議制度>

岸信介政権が1957年に成立してから、安保条約の改定交渉は本格化していく。米軍による本土の自由な基地使用が認められていた旧条約の下で、国民は日本以外で勃発する紛争に巻き込まれる恐怖を抱いており、米軍の基地使用に対して拒否権を持つことは、国民世論の強く求めるところであった。このような世論を背景として行われた1960年の安保改定では、基地使用についてアメリカ側に日本との協議を義務づける事前協議制度が設けられることとなった。

条約改定に至るまでの過程で、当初岸首相はアイゼンハワーハー大統領との会談で、①条約と国連の関係の明確化、②条約の満了期限の設定、③事前協議制度の設定、の3点を具体的に求めた、とされる。これに対するアメリカの反応は、①については「日米安保条約の国際連合憲章との関係に関する交換公文」という形で合意されたが、③の事前協議制度についてアメリカ側は言質を与えることはなかった。時を同じくして駐日大使となったマッカーサー2世が、沖縄や本土で高まる反米・反基地感情のなかで安保改定を進言したのは、日本が自由主義陣営から離脱する事への危機感に根ざしていた。日本を自由主義陣営につなぎとめ、基地を確実に使用し続けるための安保改定という認識である。

岸首相はマッカーサー大使との複数回に及ぶ直接会談で、「憲法と両立する相互援助型条約」の締結へと意思を固めたとみられ、日米対等化の布石として安保改定を位置づけた、と筆者は考察する。マッカーサー大使は日本を NATO などの同盟国と同様に「完全かつ平等なパートナー」として扱う必要を本国に意見具申をしたもの、軍部の抵抗には強いものがあった。それは、アメリカの極東戦略の要の位置にある在日基地の自由使用について日本の拒否権を認めないとする姿勢であり、しかも核兵器の存在を明らかにしない NCND

政策も堅持すべきだという非妥協的なものであった。こうした国務省と国防省との見解の隔たりを抱えたまま、やがて条約改定交渉が開始される。

交渉過程で当初ヴァンデンバーグ決議に沿ってアメリカ側が条約適用区域を太平洋地域とした提案を行ったのに対して、日本はヴァンデンバーグ条項（米側提案第3条）と「共通の危険に対処」（第5条）という文言の削除を主張し、条約適用区域を「日本本土」に制限することを求めたのである。結局、このような主張の対立は条約適用区域を日本本土にすることで解決をみるが、同時に極東条項も引き続き存置されることが決まった。

残る最大の問題が、日米安保体制における唯一の「対等性」を担保する仕組みである事前協議制度をどのように導入させるかであった。むろん、この問題をめぐっては、日米間には大きな思惑の相違が横たわっていたことは言うまでもない。筆者はこうした思惑の相違がこの制度をめぐる後々の「虚構の温床」になったとみる。この点は交渉過程で事前協議制度に関する日米間の「討論記録」をめぐる解釈のずれにも表れ、やがて適用除外事項を討論記録に残すことで合意し、内容は米側の提示した解釈を全面的に踏襲しており、しかも公表されることない日米合意として文書はアメリカ側に保管されることとなる。こうして、いわば「密約」としての事前協議制度が改定日米安保条約にビルト・インされる結果となった。

<第3章：「あいまい合意」の形成—核搭載艦船の寄港をめぐって>

本章では、岸信介首相退陣を受けて発足した池田勇人政権下の事前協議制度をめぐる日米両国間の相互作用と日米両国内でのこの制度をめぐる対応の変化と内容が分析される。

安保改定をめぐる日本国内の混乱を収束させ、新安保条約の下で日米同盟の安定した管理を志向した池田政権とアメリカとの事前協議をめぐる軋轢は、暫くの間生じることはなかった。ケネディー政権の発足に伴って駐日大使に任命されたハーバード大学教授ライシヤワーはアイゼンハワー政権の対日政策を批判し、日本の幅広い層との対話の重要性を説く。池田政権とケネディー政権との間で合意された「パートナーシップ」関係の構築に向けて好スタートを切るが、やがて中国問題をめぐって両国間には微妙な温度差が生ずることとなる。それは、中国との貿易を本格的に進めようとする日本側がLT貿易協定に基づく中国市場への進出を加速させたのとは対照的に、アメリカは「中国封じ込め」のスタンスを緩めようとしないところに、その一端を垣間見ることができる。

このような温度差が存在する中で、アメリカは原潜寄港要請を日本政府に行うという事態が発生し、核搭載型のポラリス型潜水艦の寄港をめぐって国内世論が沸騰することとなる。日米安保改定で事前協議制度が導入されたことに伴い、日米が交わした秘密の討論記録は、制度を運用するうえで日米が共有すべき原則について記載した文書であるが、この解釈をめぐって日米間で相違が発生することとなる。後にこの問題をめぐる争点となり、佐藤栄作政権のときに国内制度として打ち出された非核三原則ともかかわる論点がその中には含まれていた。典型的には、核兵器の持ち込み(introduction)と日本領域内での核搭載

艦船や航空機の通過(transit)の際に事前協議の対象となるかどうかをめぐる解釈の相違がそれにあたる。筆者はこの相違を、日米の討論記録についての「誤解」と位置づけ、両者間のやりとりを克明に追う。

このような「誤解」を引きずりながらも、池田政権下の事前協議をめぐる問題は日米関係を揺さぶるほどの争点を生み出すことなく、佐藤政権に引き継がれていく。佐藤政権の選択した日本の安全保障政策は、ジョンソン政権の推進した核不拡散政策に抗うことなく、アメリカの「核の傘」に依存することを前提にして「非核三原則」の一国主義的な軍備管理政策を進めることに力点を置くものであった。その後、ベトナム戦争の激化に伴い、原子力空母「エンタープライズ」の佐世保寄港など、米艦船の寄港が頻繁化するにつれ、国内世論は事前協議制度の空洞化と形骸化を強く意識するようになる。結局、当時の北米局長東郷文彦のメモが物語るように、政府はこの問題をめぐっては互いに深追いせず、問題を曖昧にするしかない、との結論に至る。このメモの意味するところは、秘密合意の継承であり、ここに「あいまい合意」が日米間で共有される基礎が固められたのである。

<第4章：沖縄返還と事前協議一制度「有効化」をめぐる交渉>

この章では日米間の沖縄返還交渉と事前協議制度の関わりを主題とし、米軍の行動の「歯止め」として生まれた事前協議制度が基地を媒介とした日米の相互援助関係を強化する政治的装置として日米間で「有効化」されるまでの過程が検証される。制度の「有効化」とは、実際には協議を実施せずに、米軍の基地使用の現状を温存する装置としての利便性を日米両国が確認する過程を指す。

戦後の日米関係に残された最後の懸案とされたのが、沖縄返還であった。日本独立後も米施政権下に残された沖縄は、「太平洋の要衝」として米軍の極東戦略を担う中枢拠点となっていたが、ベトナム戦争を契機に吹き荒れた反米・反基地感情を受けて日本復帰を求める世論の圧力は臨界点に到達しようとしていた。1970年に日米安保条約の自動延长期を迎える日米両国は、岸信介首相を退陣にまで追い込んだ安保改定の悪夢を防ぐためにも施政権返還に動きだす。国民の防衛・核教育に挫折した佐藤政権は、「核抜き・本土並み」返還を公約としたが、それは沖縄を日米安保体制に迎え入れ、日米両国が事前協議制度の沖縄適用という難題に直面することを意味していた。安保改定時に事前協議制度が成立したのは、自由に使える沖縄の基地が米施政権下に残されていたからである。その沖縄に事前協議制度を適用することは、米軍の極東戦略に変更を求めるだけでなく、極東戦略に資する米軍の基地使用について日本に同盟国としての対応の明確化を迫ることであった。

実際の返還交渉において、「核抜き」の了解を交渉の切り札として温存することで、通常兵器による基地の自由使用と、核の再持ち込み・通過の権利について佐藤政権から最大限の譲歩を引き出そうとする米側に対し、日本側は、日米共同声明と首相によるナショナル・プレスクラブ演説の中で政府方針を示すことで対応した。共同声明では、自国の安全保障の見地から米軍の行動に対する事前協議での前向きな立場を表明したが、それを首相演説

との組み合わせで示すことで事前協議に対する「イエス」の回答を法的に保証することを回避したのである。このことは、事前協議制度の適用が米軍の行動を妨げないことを米側に納得させる一方で、国内的には対米自立性を主張するという背反する要請に応えることを可能にした、と筆者は指摘する。

日本側の交渉担当者は、韓国だけではなく、台湾、ベトナムに絡む基地使用について「イエス」と回答する用意があると繰り返し、核の持ち込み問題で国のトップである首相自らが沖縄への核再搬入に道を開く密使交渉に関与していたのである。米側はその過程で、沖縄返還後の事前協議制度の存続を米側が受け入れるのであれば、実際に制度を運用する意図はないとの日本側のメッセージを明確に理解したといえるだろう。日本の協力を得て沖縄の基地を使い続けるためには、事前協議制度の存続が米側にとっても有用だと認識を示したのが佐藤・ニクソン共同声明であった。

<第5章：事前協議回避の「制度化」>

この章では1970年代、日米関係が大きく動搖する中で模索された事前協議制度見直しの試みと日米折衝の内幕が検証される。

沖縄返還合意という大きな節目を経た1970年代の日米関係は、アメリカの国際的地位の低下とそれを是正しようとする試みの中で引き起こされた国際秩序の変動に翻弄されることになった。ベトナム戦争に疲弊したアメリカは、より多くの貢献を同盟国に求める新外交政策を打ち出すとともに、ベトナム介入に終止符を打つべく中ソ接近へと動き出す。米中和解とそれに続くドル・金交換の一時停止という二つのニクソン・ショックによって、日本国内ではアメリカの影響力低下に対する懸念が強まり、対米不信感がふくれあがる結果となった。安全保障面では、有事駐留論が浮上するなど基地提供と引き替えに日本の防衛を確保するという従来の日米安保体制の在り方にも再考を促す機運が生まれたのである。その過程では基地を媒介とした相互援助関係を支える政治的装置としての事前協議制度もまた、挑戦を受けることとなる。幾度となく浮上した運用見直しの試みを通じて、日米両国は事前協議を回避することこそが両国の利益であることをあらためて確認し、決して発動されない装置として「制度化」していく。それは、日米関係が危機から修復へと向かう中、日米安保体制が「制度化」されていく過程と軌道を同じくしていたのである。

ベトナム戦争に絡む基地使用では、紛争に巻き込まれることへの「歯止め」としての役割を果たしていないとの野党からの非難が高まったことを受けて、日本政府は事前協議制度の「洗い直し」を米側に要請すると明言したが、実質的な交渉は行われなかつた。本来は事前協議を必要とするはずの空母母港化も、「海外家族居住計画」と表現するなどで実際の協議を回避した。これらの事前協議制度の運用見直しの動きは、日本政府内では、防衛面での対米依存を見直し、抑止力を主体的に捉える試みとしてではなく、国内の安保論議を沈静化させるための対処療法として提起された。そのため、事前協議制度をめぐる議論では、協議すべき内容や制度発動のためのメカニズムについては言及されず、国内向け説

明をいかに修正かつ調整するかに労力が注がれた。

アメリカは軍事的効率性の低下につながりかねない運用見直しには消極的であり、日本政府がそれだけの政治的リスクを引き受けるとは信じていなかった。元駐米大使ライシャワーらの暴露証言を端緒として、核搭載艦船の寄港を事前協議制度の対象外とする立場を公式発表しようとする日本側提案が立ち消えになったのは、日米ともに事前協議制度について国内向けの「あいまいな説明」を続けることが、日米安保体制に悪影響を与える、むしろ在日米軍基地の柔軟な使用を可能とする安全保障上の利益をもたらす、との結論を出したからであった。

<最終章>

この章では、1980年代以降の日米同盟の概観と事前協議制度の位置付けについて触れた後に、事前協議制度について序章で示した仮説の最終的な検証が行われる。

「新冷戦」の直前までに、アメリカは米軍を補完する自衛隊の役割強化をより重視するようになる。アメリカの戦略変更に伴って日本に対する役割分担構想は、1982年11月に誕生した中曾根政権下で着々と実行に移されていく。中曾根政権の下で、「日本防衛」に関して米軍が自衛隊を補完する構造に重点を置いていた日米防衛協力もまた、「極東防衛」に関して自衛隊が米軍を補完する構造へと変換を遂げた、と筆者はみる。その中では「極東防衛」が「日本防衛」と同義に読み替えられ、この二つが交換可能な定義となった。その結果として起きたことは、在日米軍基地の使用をめぐる日本国内での議論の枠組みの崩壊であり、基地使用の目的が曖昧になることで、事前協議制度が有名無実化した、と筆者は指摘する。

冷戦終結後の日米同盟は、1996年4月の日米安全保障共同宣言によって冷戦後の秩序形成に資する新たな役割が与えられることとなる。この宣言では、日米同盟が「アジア太平洋地域」の安定と繁栄を確保するための基礎であることを謳った。「極東」の防衛のために存在してきた日米安保体制は、「アジア太平洋」のための安保へと書き換えられることになった。これを受けて「日米安保協力のための新ガイドライン」の核心は、周辺事態への対処へと移行する。周辺事態は地理的な概念ではなく「事態の性質」に着目したものとされ、日本は極東有事を超えた「遠くで起きている戦争」での協力に踏み込み、米軍を補完する体制を整えたのであった。新ガイドラインで、防衛協力の前提として旧指針に記載されていた事前協議が削除されたことは、米軍による基地の自由使用を事実上、日本が容認することを意味する。

こうした経緯をたどった上で、序章で設定した仮説に立ち戻り、次のような結論を筆者は導き出す。安保改定交渉、核搭載艦船の寄港問題の扱い、あるいは沖縄返還交渉において、日米間では、事前協議制度が発動されないことを確実にするための共同作業が行われてきた。日本にとって、米軍による基地使用に発言権を行使し、対米対等性を確保しているという体面を保つ上で事前協議制度の存続は必要だった。が、実際に協議を実施して

米軍の行動に責任を負うことは、55年体制下にあっては政治的に、または憲法の制約上からも困難だと考えられていた。アメリカ側にとっては、事前協議を実施すれば、米軍の行動の柔軟性が損なわれる恐れがあったが、制度の存続を拒否して親米的な日本の保守政権を追い詰めることは、米軍基地の維持を困難にすることを意味していた。こうした共同作業を守ってきたものこそが、日本の基地貸与と引き換えに米軍が日本を含む極東防衛に関与するという相互依存関係であった、と筆者は指摘する。

「物と人との協力」という非対称な関係において、どのように米軍に守ってほしいのか、または守られることを拒否するのかについて、発言権を確保する事前協議制度は日本側にとっては唯一の対米対等性の担保であった。しかし、実際に発言権行使としての事前協議を行えば、極東の防衛に資する基地の価値を減ずることにつながり、ひいては自国の安全保障を依拠する米軍の抑止力の減退につながる。こうしたジレンマに陥った日本が行った選択が、形式としての事前協議制度の存続に固執しながらも、実質的な協議が行われることを回避することであった、と筆者は指摘する。

基地使用の制約に根強い警戒心を抱くアメリカが、最終的には事前協議制度の存続に合意したうえ、制度の運用について日本政府が行う国内向け説明に反論を唱えず、ときには説明ぶりを摺り合わせるなどの協力を買ったのは、日本側に決して基地の価値について現状の変更を求める意図がないことを知悉していたためである。

基地と安全保障の交換という非対称な関係において、事前協議制度とは、対等な主権国家同士が条約を結ぶという「建前」を保持し、基地の価値という「実質」を損なわない、という二つの要請の間で調整を果たす機能を果たしてきたのである。制度が相反する要請を両立させる調整弁としての役割を確立することで、非対称な関係は維持、強化されてきた。日米交渉史を振り返ると、安保改定、沖縄返還、その後両国に生じた軋轢の中にあっても、「物と人との協力」という安保条約の基本形が変わらないという事実と、事前協議制度の存続には明らかな相関関係が認められるのである。

冷戦の終結は、従来の非対称な協力関係を変える契機となるはずであった。しかし、日本は「日本防衛」、米国は「極東防衛」というそれぞれが異なる目的を持つ同盟から「アジア太平洋」の安定に資する共通の同盟へと書き換えることで日米安保条約の適用範囲を実質的に拡大した。そればかりでなく、日本は米軍の基地運用を自衛隊が支援する仕組みを法的に担保することによって、「物」の価値を高める行動に出たのであった。

「極東」から「アジア太平洋」へと適用範囲を拡大する日米安保体制を日本が支える姿勢を明確にするに従って、「日本防衛」と「極東防衛」の対比を超えた基地使用の在り方にも疑問が投げ掛けられることは少なくなっていく。しかし、アジアを取り巻く安全保障環境が大きく変わる中でも事前協議制度が継続してきたのは、互いを守り合う本来の同盟とは違う、いびつな交換関係に依拠した日米同盟において主体性を確保する手段をいまだに日本が確保できずにいるという冷徹な現実を反映しているのではないか、と筆者はみる。

2. 論文の意義と評価

以上のような内容で構成される本論文は、日米安保体制下の日米間の「対等性」を担保する制度として導入された事前協議制度がどのような経緯で日米交渉から導き出されたのか、という点を内外の第一次資料や第二次文献を丹念に読み込み、しかも関係者へのインタビュー資料を補強材料としながら綿密に分析した出色的の論文と言ってよい。しかも、これまで著されてきた事前協議制度をめぐる著述は、いずれも特定の現象との関連で取り上げたものが殆どであり、本論文のように事前協議制度の形成・展開のすべての過程を包括的かつ総合的に考察し、分析した文献は皆無であった。その点からいっても、本論文は戦後の日米関係史研究に大きな一石を投じたばかりでなく、日米安保体制に内在する本質を剔抉した完成度の極めて高い論文といつても過言ではない。

この種の論文に不可欠な作業は、仮説を設定しそれを検証していくために関係資料、特に第一次資料を発掘し、それらを丁寧に分析するという作業である。筆者は日本の外務省公開文書はもとよりアメリカ国立公文書館で公開された文書を丹念に収集・分析したばかりでなく、生存者の少なくなった関係当事者に意欲的にインタビュー調査を行って、設定された仮説の検証を試みている。このような地道な方法は、筆者の前著である『「共犯」の同盟史—日米密約と自民党政権』(岩波書店、2009年)の執筆姿勢にも表れているところであり、本論文で示された研究成果に重厚性を与え、研究の独自性と独創性を際立たせている。

本論文に通底する筆者の問題関心である、基地と安全保障の交換という非対称な関係をめぐって、筆者は事前協議制度が対等な主権国家同士が条約を結ぶという「建前」を保持し、基地の価値という「実質」を損なわない、という二つの要請の間で調整を果たす機能を果たしてきた、と主張し、事前協議制度が相反する要請を両立させる調整弁としての役割を確立することで、非対称な関係は維持、強化してきたと強調する。日米交渉史を振り返るとき、安保改定、沖縄返還、その後両国に生じた軋轢の中にあっても、「物と人との協力」という安保条約の基本形が変わらないという事実と、事前協議制度の存続には明らかに相関関係が認められる、という筆者の結論は、冷戦終結後の現在もなお存続し続ける事前協議制度の本質を衝いている。

しかも、安保改定交渉で炙り出された事前協議制度をめぐる日米間の解釈の相違や新安保条約下で数度にわたる艦船寄港時に問題となった事前協議制度の運用と適用をめぐる日米間のやり取りが、結局のところこの制度の適用をめぐる「あいまいな合意」のもたらした副産物であったことを示唆し、事前協議制度が日本の世論と離れたところで導入された両国にとって都合の良い仕組みであったことを我々に認識させてくれる。

このように、本論文は日本にとって「対等性」を担保する制度として事前協議制度が導入され、制度に内在する運用と適用をめぐる矛盾を抉り出した本格的研究であり、その成

果が公共政策一般や国際政治学の研究者に知的刺激を与えることは疑いをいれない。しかし、口頭審査にあたって、本論文に対していくつかの問題点が指摘されたことにも触れておかなければならぬ。

第一に、筆者が最も重視し、本論文の副題ともなっている「対等性」の含意について、不明確なところがあることは否めず、本論文の価値を高めるためにも一層の明確化が求められるという指摘がなされた。本論文の骨格ともいべき事前協議制度の設置と対をなす概念であるだけに、踏み込むべき重要な指摘と言わなければならない。

第二に、冷戦終結までの制度の変遷を追った本論文の内容と、冷戦終結後から現在に至るまでの安全保障環境の非連続性を念頭に置いた事前協議制度の意義の変化について論究がなされていないことについて疑問が投げかけられた。確かに21世紀に入ってから中国の台頭を背景に、尖閣諸島問題などが急浮上し、冷戦時代とは異なった安全保障関係が日本周辺で醸し出されつつある。こうした環境の変化によって、本土防衛の際に米軍にいかなる支援を期待できるのかという、これまでとは異なる状況が出現しつつある。このことを念頭に置きながら、「極東防衛」と「日本防衛」の相違について調整する役割を果たしてきた事前協議制度の位置付けを捉え直す環境の中に日本は置かれている。この点からも歴史的連続性と現実にみる非連続性との乖離について、筆者の見解が示されても良かったのではないか、と思われる。

4. 結論

本論文の審査にあたり、上記のような問題点についての指摘がなされたが、本論文の持つ積極的意義は上記の問題点を凌ぐ学術的価値を有しており、博士論文としての価値を十分に有するものと審査員一同は判断した。以上の本論文に対する評価と口頭試問の評価に基づき、審査員一同は豊田祐基子氏に博士（公共経営）の学位を授与することが妥当であると判断するものである。

主査	早稲田大学教授	山本武彦（博士（政治学）、早稲田大学）
副査	早稲田大学教授	江上能義
副査	早稲田大学教授	山田治徳
審査員	早稲田大学教授	田中孝彦（D.Phi., University of London）
審査員	琉球大学教授	我部政明

